

＜対策のポイント＞

食品添加物等に関し、他国で使用が認められていない場合がある中、中小の食品製造事業者等が代替添加物を検討するため、添加物等の規制情報を整理した**早見表等**について**最新情報への更新等**を行うとともに、その活用を促進することにより、他国で認められている添加物等への切替を行いやすくするほか、**包装材や食品表示等食品規制の相談体制を整備**することにより輸出拡大に繋がります。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

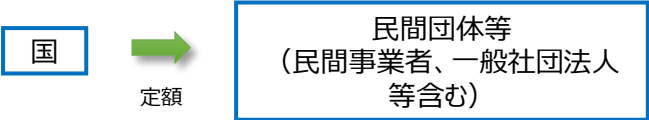
1. 食品添加物等の規制調査

令和6年度で作成した保存料等の早見表（用途、使用基準、規格等）等の規制情報の改正状況についてフォローアップをし**最新情報に更新等**を行います。

2. 早見表等の活用促進等相談体制の整備

添加物等の規制情報を整理した**早見表等の有効活用**に向けて、食品製造事業者等に対し代替添加物利用に関する知見の共有等に加え、その他の食品関連規制（包装材、食品表示、食品安全等）に関する課題解決を支援するため、**加工食品輸出に関する添加物や包装材等の食品規制に係る相談体制を整備**します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 食品添加物等の規制調査

海外食品添加物規制早見表

保存料早見表

用途一覧 保存料 国・地域選択 添加物名選択 キーワードを入力 検索

和名	英名	日本	米国	EU	中国	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	ベトナム	豪州
e-ポリリシン	E-Polylysine	既存	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×
カワラダモノ抽出物	Rumput roman extract	既存	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

保存料等の
規制情報の更新等

2. 早見表等の活用促進等相談体制の整備

加工食品の輸出に向けた課題例

- ・添加物について自社製品の条件（物性・水分値・pH値等）により、代替添加物の機能発現具合が異なるため、一つ一つの検証が大変。
- ・包装材についてEUの包材規制やプラスチック削減条約により従来の容器包材が使えなくなる。
- ・食品表示について国や地域ごとに細かい規定があり個別対応が求められる。



- ・早見表活用の相談対応
- ・出張相談の実施

